

消費者だより

令和8年1月号



スポーツジムなどの契約の際、確認しておきたいポイント

健康志向の高まりを受け、スポーツジムやフィットネスサービスなどを利用する人が増えています。最近は、常駐スタッフのいない無人ジムやオンラインレッスンなど、新しい形態のサービスもありますが、トラブルの相談も多く寄せられています。

■相談事例 1

ピラティスの無料体験に行った。「月会費は1万円で6か月の継続が必要だが、今入会すれば入会金と2か月分の月会費が無料」と勧められ契約した。しかし、その後考え直して、無料期間が終わるころに解約を申し出たところ、翌月分の会費1万円と違約金3万円を請求された。

■相談事例 2

1年前に無人ジムを退会したはずだが、会費の引き落としが続いている。ジムに確認をとろうとしたが、アプリにログインできず、電話もつながらない。

■消費者へのアドバイス

契約する前の注意

- ・契約期間中は、原則として途中解約はできません。途中解約する場合は、違約金が発生する可能性があるので、サービス内容、契約期間、料金体系、休会・解約時の精算方法など、契約前にしっかりと確認しましょう。
- ・特に無人ジムなどは、何かあった場合の連絡先や連絡方法を事前に調べ、必要に応じてメモを残しておくことをおすすめいたします。

解約するときの注意

- ・解約手続きは、「前月の〇日までに申し出る」や「書面で行うこと」などの条件が定められている場合が多いので、事前に解約に関する契約内容をよく確認しておきましょう。
- ・事業者と連絡が取れない場合は、電話やEメール、問い合わせフォームなど、複数の手段で連絡を試みましょう。

千代田区消費生活センター

TEL:03-5211-4314(相談専用)

月曜日～金曜日 9:00～16:30

(土日祝、年末年始除く)

分からないうがあれば、
消費生活センターに
ご相談ください。

